

第3表 防火対象物別表（消防法施行令 別表第1）

1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	
	ロ	公会堂、集会場	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場、ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
3	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	
6	イ	(1) 特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他消防法施行規則で定める診療科名）を有し、かつ医療法に規定する療養病床又は一般病床を有する病院	
		(2) 特定診療科名を有し、かつ4人以上の患者を入院させるための施設を有する診療所	
		(3) 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設、老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するもの	
		(2) 救護施設	
		(3) 乳児院	
		(4) 障害児入所施設	
		(5) 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるもの）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設	
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するもの	
		(2) 更生施設	
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するもの	
		(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	
		(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	
	二		幼稚園、特別支援学校

7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
12	イ	工場、作業場
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ
13	イ	自動車車庫、駐車場
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫
14		倉庫
15		前各項に該当しない事業場
16	イ	1～4項、5項イ、6項、9項イが存する複合用途防火対象物
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物
16の2		地下街
16の3		準地下街
17		重要文化財、重要有形民俗文化財等
18		延長50m以上のアーケード
19		市町村長が指定する山林
20		総務省令で定める舟車